### 「令和3年高年齢者雇用状況等報告」集計結果

調査対象 全国の常時雇用する労働者が21人以上の企業248,782社調査方法 事業所所在地管轄のハローワークあて郵送または持参

有効回答数 232,059社調査時期 2021年6月1日

調査万法 事業所所在地管轄のハローワークあて郵送または持ず 有効回答数 232,050 対



# 70歳までの就業確保措置を 「実施済み」と回答した企業は**25.6**%

厚生労働省は、「令和3年高年 齢者雇用状況等報告」の集計結果 を公表した(2022年6月24日公 表)。

事業主は、毎年6月1日現在の高齢者および障害者の雇用状況を報告することが義務付けられているが、今回の結果は、高年齢者雇用安定法の改正(2021年4月1日施行)後、初の調査であり、その内容が注目されていた。

## 未実施の企業 …… 72.7%

改正高年齢者雇用安定法では、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となった。具体的には、①定年制の廃止、②70歳までの定年の引上げ、③70歳までの継続雇用制度の導入、そして、雇用によらない創業支援等措置として、④業務委託契約の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入、のいずれかの就業確保措置を講じる努力を企業に義務付けている

集計結果をみると、70歳までの就業確保措置について「実施済み」とした企業は全体で25.6%、中小企業(従業員数21~300人)が26.2%、大企業(同301人以上)は17.8%となった。

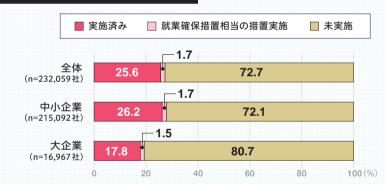
一方、「未実施」と回答した企業は全体で72.7%、中小企業が72.1%、大企業は80.7%となっている。

# 継続雇用制度の導入 ·········· **19.7%**

実施内容でもっとも多かったのは、全体で、「継続雇用制度の導入」(19.7%)、以下、「定年制の廃止」(4.0%)、「定年の引上げ」(1.9%)、「創業支援等措置の導入」(0.1%)の順となっている。 大企業に比べ、中小企業の実施 率が高いのは、慢性的な人手不足 から高年齢者の戦力化を進める企 業の意思が反映された結果である うか。

とはいえ、その中小企業でも実施率は3割に満たない。働き方の多様化が進むなか、高年齢者の働く環境の整備が求められている。 (インテリジェンスバリューコーポレーション株式会社岩村克俊) ◆

# 70歳までの就業確保措置の実施状況



注)「就業確保措置相当の措置実施」とは、「実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合

#### 70歳までの就業確保措置の実施内容

